

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案に対する修正案 新旧対照条文

○ 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

(傍線部分は修正部分)

修正案	政府案
<p>附則第一条中「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日」を「平成二十九年四月一日」に改め、同条第三号中「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」の下に「（平成二十四年法律第六十八号）を加える。</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次項から附則第四項までの規定は、平成二十九年四月一日から施行する。</p> <p>(国の負担等に係る費用の財源に関する経過措置)</p> <p>2 平成二十九年四月一日から社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、公的年金制度の財政基盤及び</p>	<p>附則第一条中「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日」を「平成二十九年八月一日」に改め、同条第三号中「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」の下に「（平成二十四年法律第六十八号）を加える。</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次項の規定は、平成二十九年八月一日から施行する。</p> <p>(国の負担等に係る費用の財源に関する経過措置)</p> <p>2 平成二十九年八月一日から社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、公的年金制度の財政基盤及び</p>

最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（次項及び附則第四項において「年金機能強化法」という。）附則第三条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（支払期月の特例）

3| 年金機能強化法附則第十四条に規定する者及び平成二十九年四月一日から同年八月三十一日までの間に年金機能強化法第二条の規定による改正後の国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第二十六条の規定その他政令で定める規定による老齢基礎年金等（年金機能強化法附則第十四条に規定する老齢基礎年金等をいう。以下この項において同じ。）の支給要件に該当するに至る者（年金機能強化法第二条の規定による改正前の国民年金法第二十六条の規定その他政令で定める規定を適用するとしたならば老齢基礎年金等の支給要件に該当するに至る者を除く。）に対する年金機能強化法第二条の規定による改正後の国民年金法第二十六条の規定その他政令で定める規定による老齢基礎年金等で平成二十九年五月分から同年九月分までのものについては、同法第十八条第三項の規定にかかわらず、それぞれ同項に規定する支払期月後の支払期月で政令で定める支払期月に支払うことができる。この場合において、同法第二十六条の規定その他政令で定める規定の適用に
関し必要な事項は、政令で定める。

4| 年金機能強化法附則第二十一条に規定する者及び平成二十九年

最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第三条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（新設）

（新設）

四月一日から同年八月三十一日までの間に年金機能強化法第三条の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十二条の規定その他政令で定める規定による老齢厚生年金等（年金機能強化法附則第二十一条に規定する老齢厚生年金等という。以下この項において同じ。）の支給要件に該当するに至る者（年金機能強化法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十二条の規定その他政令で定める規定を適用するとしたならば老齢厚生年金等の支給要件に該当するに至る者を除く。）に対する年金機能強化法第三条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十二条の規定その他政令で定める規定による老齢厚生年金等で平成二十九年五月分から同年九月分までのものについては、同法第三十六条第三項の規定にかかわらず、それぞれ同項に規定する支払期月後の支払期月で政令で定める支払期月に支払うことができる。この場合において、同法第四十二条の規定その他政令で定める規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。